

【会議名】

令和5(2023)年度第3回三鷹市男女平等参画審議会

【開催日時】

令和5(2023)年12月6日(水) 午後6時30分～8時30分

【開催日時】

三鷹市教育センター3階 大研修室

【次第】

- 1 開会のあいさつ
- 2 議事
 - (1) 「人権を尊重するまち三鷹条例(仮称)」について
 - (2) 「三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例(仮称)」について
 - (3) 第5次三鷹市基本計画(1次案)について
- 3 その他

【出席委員】

10名

【傍聴者】

3名

【議事概要】

(次第1 開会あいさつ 省略)

【荻田会長】 それでは、次第2の議事に入りたいと思います。「『人権を尊重するまち三鷹条例(仮称)』について」を議題とします。事務局からご説明をお願いいたします。

【丸山企画経営課長】 人権を尊重するまち三鷹条例(仮称)に関する骨子(案)及びパブリックコメントの実施についてご説明いたします。

まず初めに、条例の名称について、これまで「人権基本条例(仮称)」と呼んでおりましたが、この骨子(案)から、「人権を尊重するまち三鷹条例(仮称)」に変更しています。

7月の当審議会でお示しし、前回の審議会においても説明いたしました、条例骨格案への市民意見の募集や市民フォーラムの開催を経て、このたび条例骨子(案)を作成いたしましたので、その内容と今後のパブリックコメントの実施について説明いたします。

初めに条例の骨子(案)について説明いたします。(1) 条例制定の背景です。市では、

基本構想の基本理念に人権の尊重を位置づけ、誰もが自分らしく生きることができるまちの実現に向けて、率先行動に努めてきたこと、また、時代とともに人権課題等が多様化する中、あらゆる場面で一人ひとりの人権が尊重されなければならない、市民の人権に関する意識をより高めていくことが重要となっていることを背景としてまとめています。

(2)の条例制定の目的は、条例に関する上位規範として、施策の理念や方向性などを定め、市や市民等の責務を明らかにすることで暮らしやすいまちを実現することを目的としています。

次に、(3)の基本理念です。市民一人ひとりがそれぞれの違いを認識し、理解し、人権に対する意識を高め、全ての市民が不当な差別を受けることなく暮らせるまちの実現を基本理念としています。

続いて、(4)の権利侵害等の禁止では、あらゆる場面において、アからオに記載のとおり、の行為を禁止することとしています。

(5)の責務では、ご覧のとおり、市、市民及び事業者等の責務を明確にております。

続いて、(6)市の取組等です。市は、市民及び事業者等と協働し、人権を尊重するまちづくりを推進するほか、情報収集、調査研究、教育、啓発及び情報提供を行うこととしています。

2ページをご覧くださいまして、(7)相談・救済、こちらでは、市民等は、市に対して不当な差別的取扱いに関する相談や情報提供等ができることとし、市は、相談員を設置するとともに、相談等に応じるという規定となっています。場合によって必要な措置を講じるとしております。

(8)審議会の設置、こちらでは市長の附属機関として審議会を置き、市長の諮問に応じて、人権施策の推進や人権に関する相談及び救済に関することを調査審議することとしています。また、審議会は10人以内で組織し、委員の任期は2年としています。

次に、2番、パブリックコメントの実施です。パブリックコメントの実施にあたりましては、(1)に記載のとおり、条例の素案を作り、公開して、市民の意見を募集することとなります。

募集期間は12月15日から1月5日までの22日間、(3)に記載のとおり、市のホームページや、記載の公共施設での配布を行っていきたいと思います。

なお、意見を提出できる方や提出方法については、(4)に記載のとおりとなっています。

資料1の説明は以上になります。続けて資料2をご覧ください。

前回、10月3日に開催した当審議会において、骨格案等に対する市民意見等についてお示しすることとしておりましたので、本日、その内容について説明させていただきます。

市民意見は、令和5年7月14日から8月8日までの26日間を期間として、ウェブフォーム、メール、ファクス、郵送の方法で募集し、48件のご意見をいただきました。ご意見の内容は、3の表に記載のとおり、憲法や現行法で対応済み、逆差別や社会の分断、外国人、LGBTに特権を生むなど、条例制定に反対する内容が27件、差別禁止規定が不十分、罰則規定の導入を求めるなど、条例制定に肯定的だが、内容に不満があるという内容が15件、当事者として現状が改善されることを期待する、人権侵害や差別解消に取り組む姿勢を評価するなど、条例制定に期待するという内容が6件となっています。

これらのご意見等を参考にしながら、先ほどご説明いたしました骨子(案)を作成したところです。資料2の説明は以上になります。

【荏田会長】 ありがとうございます。ただいま事務局の説明がありましたが、ご質問、ご意見などいかがでしょうか。

【渥美副会長】 資料2に対して意見を言わせてください。まず、資料2の作成に関しては、前回、市民意見48件の内容について教えてほしいという委員からの意見に対して、きちんと対応して下さってありがとうございました。ただ、このデータだけ見ると、反対が過半数のように見えてしまいます。今、多くの自治体で、男女共同参画、あるいはLGBTQに関する条例、あるいは東京都のパートナーシップの宣誓制度等を既に導入していますが、ほとんどの自治体のパブコメで、反対意見が結構来るものです。この分野を長年研究している専門家として、まず、議事録に残したいのは、よく言われる言葉ではありますが、ノイジー・マイノリティーとサイレント・マジョリティーという考え方です。要は、価値観が対立するテーマであるので、反対している方々の意見を、おかしい、間違っていると言いたいわけではなくて、ただ、どうしてもLGBTQに関してはまだ普遍的に理解されている状況ではない中では、このパブコメにも出ているように、例えば既存の文化や秩序を壊すから、多様な性に関する記述は不要という考えを言いたい人達があります。この条例制定に賛成して、パブコメに意見をした方は、「条例制定に肯定的だが、内容に不満」と「条例制定に期待」で合わせて21件ですけれども、その背後には、すごく良いことだから進めてほしいと思って、あえて意見は言わないというサイレント・マジョリティーはたくさんいるので、条例制定に反対の27件は多数派ということではないはずです。そこはまず強調して申し上げたい。

ひとつ三鷹市にご検討いただきたいのは、前回の会議で配付されている意見聴取の経過に関する資料で、そもそも三鷹市は、条例制定に関して非常に丁寧な取組をしてきて、その中で、このような意見が届いているということで、具体的にヒアリングをした際の234件の意見であるとか、あるいは、その前にワークショップをした際の108件の意見も重要です。つまり、子ども、性的マイノリティー、障がい者、外国籍市民、あるいは刑期を終えた人等、マイノリティーの人たちにヒアリング調査していますから、おそらく、いわゆる弱者と言われる人たちが、この人権条例に関して、とても大切なことだと思う、期待している等、ポジティブなことがいっぱい挙がっているはずで、そういう意見を総数の234件や108件と、数字で終わらせてしまうのはもったいない。主だった意見や、三鷹市として今後条例に汲み上げたいと思う重要な意見は、箇条書きで構わないので、列挙して併記した上で、資料として出していただきたいと思います。資料2を出してはいけないということではないですが、これだけが目立ち過ぎてしまうのはあまり良いことではないと思います。ワークショップやヒアリングで、より肯定的な意見は出ているはずですから、そういうものを全部でなくても構わないので、主だった意見としてぜひ取り上げていただきたいと思います。

【荻田会長】 ありがとうございます。今のご意見に関して、事務局はいかがですか。

【石坂企画部長】 確かにこのプロセスの中で、パートナーシップのところでも関連しますが、当事者の方に聞いたときに、東京都の制度はあるけれども、やはり身近な自治体で制度が欲しいという切実な声も頂いています。そういったところから、今回、人権を尊重するまち三鷹条例（仮称）、併せてパートナーシップ宣誓の手續条例についても制定に向けて取り組む経過もあったと思います。

渥美副会長のご発言のとおり、先の議会でも、こういったときに反対が多いという意見もありましたので、どのタイミングでどのように出せるかは、テクニカルな面もありますが、いろいろ丁寧な説明のツールというか、こういったプロセスをきちんと公表していく方法については工夫したいと思います。ありがとうございました。

【荻田会長】 ありがとうございます。その他の委員、ご意見ございませんでしょうか。

【A委員】 この人権を尊重するまち三鷹条例（仮称）という名称にした意味をお聞きしたいと思います。

【丸山企画経営課長】 このタイトルにした一番の決め手は、昨年市民ワークショップを行い、条例に盛り込みたいキーワード等を、成果物として皆様から出していただきました。そうしたところ、やはり尊重するまちとか、人にやさしいまち、といったご意見が多く、そ

れらを総合的に判断して、今回この名称にしております。

【石坂企画部長】 補足させていただきます。自治基本条例という条例があることから、人権基本条例という名称を仮で考えたんですけれども、やはり人権の分野は堅いイメージがあり、条例自体に親しみを持てる、分かりやすい名称にしたほうがいいのではないかとこの背景もありました。そこから、先ほど課長から申し上げたとおり、ワークショップでのご意見も踏まえながら、三鷹市がこの条例で目指していることが分かるようなの名称にいたしました。

【A委員】 名称だけが変わったということで、位置づけとしては基本条例なのか。

【丸山企画経営課長】 おっしゃるとおり、資料1(2) 条例制定の目的の記載は、人権を尊重するまちづくりの上位規範ということから変わっておりません。

【A委員】 ありがとうございます。新しく資料1(4) のところで権利侵害等の禁止というように分かりやすく列挙していただいて、よかったですと思います。そこで、理解を深めたいのですが、例えば「人権に関する個人情報のカミングアウトの強制又は禁止」というのは、禁止とはどのような意味で、例えばどのような状況のときにカミングアウトしてはいけないと思われているのでしょうか。

【中塚企画経営課係長】 例を申し上げますと、性的マイノリティーの方が勤めている職場で、自分が性的マイノリティーだとカミングアウトしたいけれども、上司の方から、「それを公表すると、会社の中でまずいからやめといたほうがいいんじゃないか」と言われる。これがいわゆる、カミングアウトの禁止です。

【A委員】 カミングアウトを禁止することを、条例で禁止するということですね。本人の意思でカミングアウトすることを尊重するということだと思いますが、もう少し別の表現ができれば分かりやすいかと思います。

【中塚企画経営課係長】 このカミングアウトを禁止するという規定の書きぶりなんですけれども、これは他市で先行して定めている性的マイノリティーの方の権利擁護に関する条例などの条文を参考にしてしているので、他市と比べてそれほど大きな差はないと思っています。

【丸山企画経営課長】 実際に骨子(案) は、端的に表現することで少し分かりづらくなってしまっているかもしれませんが、条例の条文としては、係長から申したとおり、他市の条文等を参考にしながら、基本的には人権に関する個人の情報を本人が公にすることを強

制または禁止する行為といった条文になるかと思っています。法務担当部署にも、リーガルチェックを受けている最中です。

【A委員】 例えば人権に関する個人情報のカミングアウトの強制または禁止というところは、性的マイノリティーの人たちだけではなくて、ほかにもあると思いますが、性的マイノリティーの人たちへの配慮が欠けていたというところが大きいと思います。例えば、病院で戸籍上のフルネームを大きな声で呼ばれるということや、投票をするときに男女のボタンを押されるというような、日々の生活の些細なことも含まれると思います。だれでもトイレが様々な場所に設置されている等、この「人権に関する個人情報のカミングアウトの強制又は禁止」の中には、様々な状況が入ってくると思っていて、本人にとっては非常に大事なことへの配慮がされているのはよかったですと思いました。

【荏田会長】 ほかの委員の方はいかがでしょうか。どうぞ。

【B委員】 私も今回の意見募集の結果について伺いたいですけれども、先ほど渥美副会長がサイレント・マジョリティーとおっしゃられたように、意見の強い人は回答してくれるが、それほど強い意見をお持ちでない方は回答しないという傾向はあるかと思っています。そこで伺いたいのは、こういう意見募集をしたとき、このような傾向がよく見られるのかということと、これがもし大多数の意見を示していないとすると、全体の意見を反映していないのだから、この意見募集の形態があまりよくないということですよ。例えば市役所に来られた方にアンケートを取るとか、予防接種の待ち時間にアンケートをすると、多数存在するかもしれないサイレント・マジョリティーの意見も取れるのかなと思いました。

あと、前回も議論になった気もしますが、興味深い意見として、憲法や現行法で対応済みというのは、私もそう思ったので、違いを教えてくださいたいです。

また、条例が実効性に欠けるという意見が幾つかあるので、今後別途そういうものを定めていくような方向性があるのか伺いたい。

一番気になったのは、監視社会を思わせる記述という表現があるんですが、これはそういう表現がありますか。あるのであれば、教えてくださいたいです。

【石坂企画部長】 市民意見の傾向として、例えばパートナーシップ制度は、同様かと思っています。

日本国憲法で対応済みという意見について、私どもも疑問に感じていたため、木村草太先生をお招きして市民フォーラムで質問しました。その回答として、市民に近い基礎自治体は、情報公開や個人情報保護という先駆的な取組をしてきた。福祉や配慮のような現場に近い

ところで機動的にできる、今回で言うと、理念的な部分を条例で定め、個別の課題に取り組むという基礎自治体ならではの視点は、憲法に定められているからいらぬのではなく、1つの考え方ではないかというご示唆をいただいたことが印象に残っています。

実効性に関して、この条例ができたからといって、差別がなくなるのかという意見もありました。それについても木村先生は、差別をなくすのはそれほど簡単なことではない、と率直におっしゃっていました。ただ、やはり国、市、それぞれの得意分野で責務としてよいまちをつくっていくといった姿勢が大事ではないかとおっしゃっていたので、私どもの考えを後押ししていただきました。個別の課題の中で、以前は認知症高齢者としていましたが、認知症に限る必要があるのかという話もありました。それらについては、これからの基本計画の中でも明確にしていきたいと思っています。

あと監視社会というご意見については、骨格案に早期発見に努めるという表現がありました。それが相互監視社会につながるのではないかといったようなご指摘がありました。そこはそういう趣旨ではないので、例えば、その相談・救済の中で情報を提供することができるというような表現の中で趣旨は生かしながらも対応したいと思っています。

色々と厳しい意見はありましたが、それに対する答えを私たちはどう持っていくのか、それをどう広めていくのか、大事な局面に来ているという印象を持っています。ありがとうございました。

【荏田会長】 前回ご提示いただいた骨子（案）の（5）が変わったということですね。C委員、どうぞ。

【C委員】 既存の文化や秩序を壊すという反対意見の方は、どのようなこととおっしゃっているのでしょうか。

【中塚企画経営課係長】 おそらくですが、古くからあるような家族観ですとか、男性は男性らしく、女性は女性らしくというような趣旨でのご意見だったと私は読み取りました。

【荏田会長】 その他いかがでしょうか。

【D委員】 資料1の（7）相談・救済で、先ほどの監視社会というところではありませんが、いろいろな一般市民の方々が、相談、情報提供、気になったことを市に報告できるような窓口が、三鷹市のホームページを見たところ、人権身の上相談というものが、月1回だけあるそうです。これをより進めていく形として、常設する機関にするという動きはありますか。市民の意見を聞くというのは、サイレント・マジョリティーの声も聞いていくために、開かれたほうがよいのではないかと思います。

【丸山企画経営課長】 月1回行っている人権身の上相談は人権擁護委員による相談で、総務部で所管しています。それは継続しながら、この資料にも書いていますが、専門員の相談というのを新たに設置することを考えています。こちらの相談については、企画経営課で所管しますので、どういった方を相談員にするかは今後決めていきますが、基本的には予約制で日時を決めて、きめ細やかな相談をしていきたいと考えています。

【石坂企画部長】 補足ですが、専門相談員は弁護士の先生をお願いしたいと考えています。職員は、機関に繋ぐ際、どこに繋がれば良いか悩むケースも出てくると思います。その際に、専門家のアドバイスを頂きながら、そこで解決できるのか、どこにつなぐのか対応していくことになると思います。今後調整する、相談・情報課がまずは対応することになると思いますが、人権に関する相談の場合は、企画の職員が伺って、適切な相談に繋いでいけるような仕組みを作っていきたいと思っています。

【苅田会長】 E委員、お願いします。

【E委員】 裏面のパブリックコメントの募集期間が12月15日から1月5日ということで、年末とお正月でもあり、少し短かすぎるのではないのでしょうか。このパブリックコメントの事務的な手順が分からないので、それなりの時間を要するという事は理解できますが、こういった形で実施すると、市民の方には、とりあえず聞きましたというように、行政サイドの印象がかえって悪くなってしまうので、できるだけその後の事務手続を圧縮して、募集期間は少なくとも1月中旬まで設定し、最低1か月は設定したほうが、市民の理解は得られるのではないかと思います。

【丸山企画経営課長】 こちらパブリックコメントの手続条例に基づいて、最低でも3週間行うというものがあって22日間という設定をしましたが、ご指摘のとおり、3月議会に提案したいということもあり、この日程を組みました。事務処理を圧縮できるかは検討して、なるべく長い期間で設定したいと思っています。あとは年末年始ということで、お時間が取れる期間かなと考えていますので、ご意見をいただけるのかなとも思っています。

【A委員】 それに関連しまして、パブコメは3週間以上と書いてありますよね。また、年末年始は親戚の集まりもあり、みんな忙しいです。その間で手短にやってしまうという印象を持たれない方が、私は良いと思います。

それから、この素案が出てるわけですが、これは12月15日になれば入手可能で、その前は見られないという意味ですか。

【丸山企画経営課長】 はい。15日から公開するという事です。

【A委員】 この素案は、骨子（案）に基づいて構成されているという認識で合っていますか。

【丸山企画経営課長】 はい。そのとおりです。

【A委員】 そうすると、骨子（案）のところで、例えば責務ということできくってあって、市、市民、事業者が一緒になっている形ですが、骨格案のときにはそれぞれ独立していると思います。私は、それぞれ違う役割であることを強調して、市民は、市は、というような、この人権を守るためにこういった責務がありますということをはっきりさせた方が、一緒にまとめるよりは良いという印象を持ちましたが、いかがでしょうか。

【丸山企画経営課長】 素案の段階では、ご指摘のとおり、責務という1つの条文ではなくて、市の責務、市民の責務、事業者等の責務というように条文を分けようと考えています。それから（6）の市の取組等というところについても1つにまとめておりますが、例えば調査研究といったところで、ここも条文は分かれてくると思っています。資料として、まとめられるところは便宜上まとめております。

【A委員】 ありがとうございます。それから、先ほど相談・救済のところ、専門の相談員として弁護士の方を考えているとおっしゃっていましたが、例えば男女平等参画相談の利用者が少ないではないですか。なぜ相談窓口を利用できないかを、もう少し検討する必要があるのではないかと考えています。弁護士の先生というと、法律的なニュアンスが市民の中にはあると思います。自分の権利が侵害されていて、訴えたいという場合はそれでいいですが、そうではなくて、例えば自分の状況を整理したいという方に対しては、相談に行きやすい、アクセスしやすい窓口を考えていただきたいと思っています。

【石坂企画部長】 専門相談員だと弁護士が適切かと思い、このように記載していますが、これからも検討が必要だと思います。ただ、この相談員だけで受けるのではなくて多層的だと考えています。要するに、職員が機関に繋がられるような相談の場合もあります。例えば、男女平等参画分野では、こころの相談や婦人相談もあります。また、養育費相談等も含めて、現在の男女平等参画相談員の利用実績も上がっています。そのため、使いやすさの視点を大切にしながら、まず誰がどこで対応して、どのようにきめ細かく、取りこぼすことがないようにするか、相談フローをきちんと整理したいと思っています。

【荻田会長】 こちら素案の概略で、素案自体も今後、我々委員に見せていただけるんですよ。

【丸山企画経営課長】 はい。共有させていただきます。

【荏田会長】 よろしくお願ひします。E委員、どうぞ。

【E委員】 今回のような条例や他の施策ができる度に、相談窓口が設置されていきます。生活レベルでの人権に近い問題や、あるいは精神的、個人的な悩みにその間口を広げてその後専門相談につないでいくような、行政の中の仕組みがありますが、ただ単に横串を刺すということではなくて、この人権条例ができることを契機に、行政組織内の相談体制の再構築をぜひご検討いただけたらと思います。

【丸山企画経営課長】 ありがとうございます。先ほど出てきた身の上相談という人権擁護委員による相談や、企画経営課が所管しているところの相談室、またところの相談ダイヤルというのもございます。おっしゃるとおり様々なメニューがあつて、どこに相談していいか分からないと、市民の方にも不便だと思いますので、これを機に、少し整理をしていきたいと思っています。

先ほどの横串を刺すということに関して、関連部署の連携は、婦人相談員がいる子育て支援課や、企画経営課、相談・情報課と、カウンセラーも一緒に、相談の傾向を情報共有しながら取り組んでいます。相談体制について、もう一度再構築するという観点で取り組んでいきたいと思っています。

【荏田会長】 その他ご意見等ございませんでしょうか。

【C委員】 ジェンダーという表現と性同一障がいという表現ありますよね。LGBTQをカミングアウトしている方の中には、素晴らしい才能を持つアーティストなど、社会的に評価されている方も多くいるので、「障がい」と表現することに疑問を感じていました。そういう表現は資料で使われていませんが、そのように決めているのでしょうか。

【丸山企画経営課長】 国の方でLGBTの理解増進法ができましたが、性的指向とジェンダーアイデンティティというような用語を使っていますので、それに倣った形で、人権を尊重するまち三鷹条例（仮称）の中でも表現していきたいと思っています。

【荏田会長】 よろしいでしょうか。ほかにご意見等ございませんでしょうか。

ないようでしたら、議事（2）『三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例（仮称）』について」を議題とします。事務局からご説明お願いいたします。

【丸山企画経営課長】 資料3をご覧ください。三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例（仮称）に関する骨子（案）及びパブリックコメントの実施についてです。三鷹市パートナーシップ宣誓制度につきましては、人権条例の制定に向けた取組の中で、検討を同時に進めてまいりました。人権を尊重するまち三鷹条例（仮称）制定に向けた当事者ヒアリングでは、

住んでいる身近な自治体でパートナーシップ宣誓制度があると良い等のご意見も伺っているとございます。このたび、三鷹市の独自制度の導入について方向性がまとまり、パートナーシップ宣誓手続条例の骨子（案）を作成したところでございます。本日はその内容と、パブリックコメントの実施について説明したいと思います。

その前に、資料に記載はありませんが、パートナーシップ宣誓制度について、概要をご説明したいと思います。

東京都の方では昨年11月からパートナーシップ宣誓制度を開始しておりまして、パートナーシップ関係にあるお二人から宣誓を受けて、受理証を交付します。それにより都営住宅の入居申し込み等、新たにサービスが受けられるようになっているところでございます。10月末時点で、東京都では、既に受理証明書を968組に交付しています。なお、26市では、9市において既に独自制度が導入されているという状況になっております。それを追いかける形で、三鷹市でも独自制度を導入したいという内容でございます。

それでは資料の説明に移りますが、初めにパートナーシップ宣誓手続条例（仮称）の骨子（案）ということで、（1）番、条例制定の背景と目的です。人権を尊重するまち三鷹条例（仮称）の基本理念を踏まえまして、当該制度を設立することや性的指向とジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるために本条例を制定するといったことを目的としております。

（2）、宣誓をすることができる要件につきましては、アからオに記載の全ての要件を満たしていることとしておりまして、（3）に記載のとおり、住民票の写し、戸籍謄本または戸籍抄本、本人確認書類などを宣誓の際の必要書類としています。

次に（4）、通称名の使用です。市が交付する受理証には、戸籍上の氏名のほか、通称名を併記することができることとしています。

（5）、受理証の交付につきましては、市長は宣誓の申請があった場合、パートナーシップ宣誓受理証を交付することといたしまして、転入予定の場合には、受理証に代えて受付票を交付する。転入された後に受付票と引換えに受理証を交付するという流れになります。

次に、（6）の受理証の再交付等です。宣誓書の記載事項に変更があった場合や、受理証を紛失した場合などは、申請に基づき受理証を再発行することとし、パートナーシップ関係を解消したとき、三鷹市民ではなくなったときなどは、受理証を市に返還することというようにしています。

（7）受理証の取消しにつきましては、虚偽の申請が判明したという場合には受理証の交

付を取り消すという内容、そして、市のホームページに取り消した受理証の交付番号を公表していくということを考えております。

次に2番です。パブリックコメントの実施ということで、先ほどの人権を尊重するまち三鷹条例（仮称）と同様に、こちらの骨子（案）をさらに条例素案として作り直して公開し、期間等は先ほどの人権を尊重するまち三鷹条例（仮称）と同じ内容で、パブリックコメントを実施したいと考えています。資料3の説明は以上になります。

【荻田会長】 ありがとうございます。ただいま事務局の説明がありましたが、ご質問などはいかがでしょうか。渥美委員、お願いします。

【渥美副会長】 ありがとうございます。ここで、私から資料を共有させていただきます。まず資料3は、いま私たち委員に事前に説明いただいた部分が省略されているので、もったいない気がします。このような資料を市民に開示するメリットとしては、このようにやりますという事務的な周知と、意識啓発だと思っています。市の担当者には周知の事実でも、市民の中にはご存じない方々も少なからずいると思いますから、そもそもご説明にもあった東京都のパートナーシップ宣誓制度開始についての資料を明示しておくべきだと思います。三鷹市でも、当事者からのヒアリングを丁寧に行い、その中での要望もあったと思います。宣誓を受けて受理証を交付するという、委員はよく分かっていることも、他の市民に知らせる意味があります。資料3がそのまま、会議後に三鷹市のホームページに掲載されるということから、制度についての情報を入れていただきたいと思います。

その上で1点、三鷹市としては嫌かもしれませんが、ぜひこの資料を、委員の提出資料として、載せていただけないかなと思っています。個人的にまとめたものですが、先ほど述べたノイジー・マイノリティーの中でLGBTQに否定的な方たちが一定数いて、そういう人たちは、三鷹市民でなくても、パブコメに意見を送っているのではないのでしょうか。前回の48件の中には属性が不明の人たちが結構いましたから、そういう人たちは、市に関係なくてもネガティブなことを言ったのではないかと私は推測しています。今回は市の関係者、市民、市に通学・通勤の人に限られるためリスクは減りますが、そもそも意見対立というよりも、現在の社会の大きな流れがこのようになっているということは、ぜひ周知していただこうがいいと思います。私は2015年頃、世田谷区の男女関係の審議会に副委員長として務めていました。全国的にもかなり早く、パートナーシップ宣誓制度を作りました。それに追随する自治体が16あり、東京オリンピックもあった関係で、ようやく制度を作ったという動きがあります。東京都が作ったのだから都内の自治体として当然作るでしょうということで、

杉並区等の6自治体が追随しているというのが今の状況です。

三鷹市は、全体的には先進自治体と思っていますが、この分野に関しては遅いので、他の近隣自治体やっている中、三鷹だけがやらないというのはない話だと思います。いくら反対の人達がいたとしても、当事者のニーズがあり、他の近隣自治体で宣誓制度があれば、当事者の方は他市に移ってしまう可能性もあります。私はこのテーマは自治体の中での差別化戦略だと思っているので、反対派の人達と真逆の価値観です。そういう問題とは別に、そもそも大きな潮流があって、国もLGBTQに対する法律を作ったのだから、基礎自治体としても誠実に対応しようということだと思います。三鷹市が他自治体の資料を出すのは変かもしれませんが、世の動きを周知する意味でも出していただけないかと思います。

先ほど、人権を尊重するまち三鷹条例（仮称）に関するワークショップ109件とヒアリング調査234件の意見の主だったものを抽出して掲載してほしいと申し上げましたが、反対、賛成という区分けが強いと感じます。肯定意見が多いはずなので、そういう色分けをしていただければ賛成反対が薄れるかと思います。

また、繰り返しになりますが、国立市が人権条例を作ったときに、他自治体の動きを整理して、審議会の資料として提出しています。4年前に作った資料のため古いですが、各市はこのようにしている、特にアクションにつながるような相談、あるいは助言、あっせん、勧告、命令、公表、罰則に関して、それぞれ条例がこのように規定していると整理しています。おそらく、三鷹市の担当者は、他の自治体の条例も精査した上で、いいところ取りや市の考えを含めて作っていると思うので、公表してほしいわけではないですが、それを正当化する上で、国立市は整理しているわけです。それが説明資料になるので、作業している資料があるのであれば、次の審議会の説明資料として添付した方が、文言等で迷うことはなくなるかとは思いますが、要は、バランスを考えてそれぞれの自治体が決めたことに、誰でも意見を言えるテーマなので、市としてはこう考えるというときに、東京都や近隣自治体の情報はあつてしかるべきかと思います。

特にこのアクション系は重要で、実際作業をしているかと思っていますので、それは作ったほうがよろしいのではないかとは思いますが、それは別に、審議の参考にしたいというわけではなくて、市民への説明として、三鷹市が決してエキセントリックなことをしているのではなく、全国的な動きを見ながら、それでも三鷹市の特徴を示せる資料があった方が良いと思います。

国立市の話をしたので申し上げます。LGBTQに関するアウトティングで、先ほどもカミ

ングアウトの強要も禁止も駄目という時にもありましたが、2015年に一橋大学の学生が、アウティングが原因で自殺してしまい、全国的にニュースになりました。国立市では、それも関連して条例が作られました。人権に関することで、特にLGBTQとアウティングに関するマニュアルを作っており感心しました。市の職員が自らの行動を正すマニュアルに落とし込んでいます。三鷹市も職員自体が服務規程というか、自分たちの行動の中で人権の意識を反映するものとしてマニュアルはあった方が良いでしょう。ただ、国立市のマニュアルは、いまだに使えるくらいレベルが高いので、同じものを作ってもしょうがないとは思いますが、何か自ら率先垂範していただきたいです。東京新聞が3年程前にマニュアルを作り、それを研修に使うなどを自治体でまとめて一覧表に整理していました。当時は実施している自治体が少数派でした。ただ、把握している限り。条例を作った多くの自治体があるので、まず職員が襟を正して毎年研修を受けていますとか、あるいはこのマニュアルに則った行動を意識していますということをやるので、三鷹も、遅れながらも人権条例とパートナーシップ宣誓の条例も作るということであれば、マニュアルの作成もセットでやったほうが良いと思います。

【荻田会長】 ありがとうございます。

【丸山企画経営課長】 ありがとうございます。パートナーシップ宣誓制度については、次回の当審議会で、諮問としてお諮りしたいと思っていますので、近隣の自治体等の状況との比較資料もお示しできるようにしたいと思います。

それから、職員に対する研修や啓発についてですが、三鷹市も「LGBTをはじめとする多様な性に関する研修」を令和2年度から行って、ちょうど今年度で全職員の受講が終わる状況になっています。来年度からは2周目になりますが、どのように実施するか、予算協議でも検討しております。他市を参考にして、職員の啓発も図っていきたく考えています。それと同時にハンドブックも今作っている途中で、令和6年度、人権を尊重するまち三鷹条例（仮称）の施行とパートナーシップ制度の開始に合わせて、職員に徹底していきたく考えています。窓口対応や、職員の中にも当事者がいることも考えられますので、そのような場合の配慮、どこに注意しなければいけないというようなハンドブックも作っていきたくと思います。また、その資料作成にあたりましては当審議会のご意見もいただきたいと思っていますので、その機会がありましたらどうぞよろしくお願いいたします。

【渥美副会長】 研修とハンドブックがあると伺って安心しました。

【荻田会長】 ほかにご意見ございませんでしょうか。D委員、お願いします。

【D委員】 パートナーシップ宣誓に関するパブリックコメントを集める件について、反対する人は意見をさっと出せると思いますが、一般市民の方は当事者の方にどういう困り事があるって、パートナーシップ宣誓制度があることによって、どう解消されるかが分からないという人が多いと思うので、それを分かりやすく伝えることによって、メリットがあるなら賛成しようと思う人が増えてくると思うので、その具体的な例を伝えていただければ、より意見が上がりやすいかと思いました。

【丸山企画経営課長】 ありがとうございます。パブリックコメントを始める前、素案を公表するときに、チラシやパンフレット等の事業内容が分かるようなものがあると、今ご意見いただいたような効果があると思いますので、検討して工夫していきたいと思います。

【荏田会長】 よろしいでしょうか。では、B委員、お願いします。

【B委員】 私はこの制度自体になじみがなく、位置づけが理解できないので、いくつか教えてください。

まず、東京都のレベルでは、このパートナーシップ宣誓手続は存在しているということなんでしょうか。また、東京都の制度との関係性がどうなるのかということと、この三鷹市独自の宣誓手続をすることのメリットが何かというのは非常に気になります。

【丸山企画経営課長】 東京都については、先ほど申し上げたとおり、昨年11月から条例が改正され、パートナーシップ宣誓制度が開始されています。現在、900件を超える方々に受理証明書が既に交付されています。都との関係性につきましては、都と連携協定を締結すると、東京都の発行した受理証明書をもって市の行政サービスに活用できます。既に活用している市区町村もあり、受けられるサービスの例として、都営住宅があります。従来、事実婚も含め、夫婦であれば入居者として認められており、同性パートナー関係の方は認められていませんでしたが、受理証明書があれば同性パートナー関係の方も入居者になれます。他には病院において、入院の付き添い等で、家族に限らず、パートナーシップの関係者であれば可能になるところもあります。市の職員では、福利厚生として、現在は家族が看病する必要がある際には介護休暇等が取れますが、そこにパートナーの相手方も対象になります。この制度によって変わる身近な例として、以上のようなことが挙げられます。

【B委員】 ありがとうございます。東京都のパートナーシップの証明書を持っていれば受けられるサービスということでしょうか。既に東京都のものを持っている人が、さらに追加で三鷹市のパートナーシップを申請するメリットを教えてくださいと思います。

【丸山企画経営課長】 やはりこれも当事者の方のお声もありまして、自分が住んでいる

自治体でパートナーシップ証明の手続きができ、受理証を発行してくれることが非常に安心するといったご意見もありまして、身近な基礎自治体でそういった手続、制度があるということが重要と考え、今回独自制度の導入を検討しています。

【B委員】 なるほど。もう一つだけ確認なんですけど、東京都の受理証は持っていないと、三鷹市で取得した人は、都の各種サービスは受けられるんですか。

【丸山企画経営課長】 三鷹市が独自制度を導入して東京都と協定を締結すると、三鷹市が発行した受理証で東京都のサービスも受けることができるようになります。

【B委員】 なるほど。分かりました。それはすごく安心感があると思いました。そういう背景知識がないと、パブリックコメントを募ると言われてもなかなか難しいかと思うので、前提の説明は重要だと思いました。以上です。

【荏田会長】 ぜひ具体的な事例等の説明をつけていただけるとありがたいと思います。ほかに何かご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

では、続いて（3）「第5次三鷹市基本計画（1次案）について」を議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【丸山企画経営課長】 それでは、資料4をご覧くださいと思います。

現在、市では、令和6年6月の第5次三鷹市基本計画の策定に向けて、取組を進めているところでございます。このたび同計画の1次案を取りまとめましたので、本日、当審議会にご説明をさせていただきたいと思っております。

基本計画は、市の最上位計画である基本構想の実現を図るために策定するもので、計画行政を進める指針となるものです。計画の期間は令和6年度から令和9年度までの4年間となっています。1次案は計画の基礎やビジョン、将来人口推計が記載された総論部分と、各施策や主要事業が記載された各論部分で構成しており、本日は、各施策が記載されている各論部分の第1部「日々の暮らしの基盤となる平和・人権のまち」の中で、第3として男女平等参画という項目を設けていますので、その部分について説明させていただきます。ご意見等ございましたら、ぜひお伺いしたいと思います。

資料をご覧くださいまして、初めに施策の課題と方向性といたしまして、男女平等参画のさらなる普及・啓発により、女性の活躍が促進され、様々な分野で女性が力を発揮できるとともに、子育て世代の女性が働きやすい環境整備について検討するほか、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティにかかわらず、まち全体で誰もが平等に参画できる社会実現に向けた取組を推進することとしています。

資料の中段に主要事業を記載しています。令和6年度から令和9年度に取り組んでいく事業については、1 男女平等参画に関する施策の推進といたしまして、(1) から次のページの(6) までの事業を掲げています。特に1 ページの一番下、(3) に記載のとおり、男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022 (第2次改定) にあたりましては、令和6年4月に法律が施行される、「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を盛り込むこととして事業を推進していきます。

このほか、先ほど説明させていただきましたとおり、2 ページに記載の(5)、三鷹市パートナーシップ宣誓制度の適切な運用などに取り組んでいくこととしています。

また、中段の2 男女平等参画を阻害する暴力の防止と被害者支援では、(1) から(4) まで事業を掲げておりまして、DVやハラスメントに関する周知・啓発や、未然防止と早期発見に取り組むとともに、庁内の連携体制を図るほか、被害者の自立支援に取り組むこととしています。

3 ページには、主要事業の達成度を測る指標(K P I)ということで、今回の1 次案では、指標となる項目のみを記載しています。計画策定時の実績値や計画における目標値については、今後3月に策定を予定しています2 次案の中でお示ししていくこととしています。こちらの資料の説明は以上になります。

【荻田会長】 ありがとうございます。ただいま事務局のご説明がありましたが、ご質問やご意見はいかがでしょうか。A 委員、お願いします。

【A 委員】 ご説明ありがとうございます。パートナーシップ宣言制度の導入や、性的指向、ジェンダーアイデンティティなどカバーする計画または活動というのは、今ある男女平等参画条例のアップデートに繋がっていかないといけないのではないかと思います。20 年前にできたこの条例では「男女」でしたが、今はもう変わってきていて、それに対応できるような条例にアップデートしていくことが必須であろうかと思いますが、いかがでしょうか。

【丸山企画経営課長】 ありがとうございます。人権を尊重するまち三鷹条例(仮称)の制定の際にも説明させていただいたと思いますが、まずは理念条例で人権を尊重するまち三鷹条例(仮称)を作って、その後、個別の人権課題に対する条例については後追いで検討して制定していく予定です。そのため、今ご意見いただきました男女平等参画条例につきましても、今後、改正等の必要性を検討していきたいと思っています。

【A 委員】 どれぐらいのスパンで考えていらっしゃるのでしょうか。

【丸山企画経営課長】 現時点で明確にいつとは言えませんが、まずは理念条例を作った上で、高齢者や子ども、男女、国際といったところも、考える必要があると思っています。なるべく早い時期が適切だと思いますので、検討を進めていきます。

【石坂企画部長】 補足させていただきます。実は他市では、パートナーシップ宣誓制度は、男女平等参画条例や男女平等及び多様な性に関する条例の中に含めている自治体もあります。A委員がおっしゃるように、密接に関連する分野であると思っていますので、やはり今回は人権を尊重するまち三鷹条例（仮称）と併せて、制度を条例として明確にし、迅速に対応するというのもあって今回やったところなんですけれども、この男女「平等参画」ということも、当時の議事録を見ると、なぜ「共同参画」ではないんだ、という議論がありました。

【A委員】 平等が大切でした。

【石坂企画部長】 そうです。まずは平等にするというところから、法律は共同参画となっていますが、あえて平等参画にしたという経緯もあると思います。そうした中で、今の様々な人権課題が明らかになる中での多様な性という問題と捉えています。課長も申し上げたとおり、いつできるかは、今は明確にはできませんが、条例改正は慎重に進める必要がありますので、優先順位を付け、その課題認識を受け止める中で、検討したいと思っています。

【A委員】 ありがとうございます。ぜひ対応していただきたいと思っています。

先ほど（6）の多文化共生センターの説明が省略されていましたが、今後ここについても検討していかなければならない領域で、やはり当審議会で取り上げて、どう取り組んでいけばいいかを具体的に話をしていかなければいけないトピックだと思います。

【丸山企画経営課長】 こちらを初めてご覧になる方もいると思います。三鷹駅前地区のまちづくり、再開発事業の進捗と整合しながら、女性センター機能も含めて、多文化共生センター（仮称）の整備について検討していきます。ここは男女平等参画に関わる項目なので、女性センター機能の在り方を検討しますと記載していますが、平和、人権、国際化の推進といったことも含めて、多文化共生センター（仮称）の整備に向けた検討をしていきたいと考えています。申し上げたとおり、駅前再開発事業との整合を図りながらになりますので、そちらの時間がかかる中で、その時間を有効に活用しながら、どういう施設があるべきかの議論をこれからも進めていきたいと思っています。

【A委員】 ありがとうございます。初めのときに10年程かかるだろうと言われました。以前にも言いましたが、現在、女性交流室が活かしきれっていません。10年待ってから話を

するのではなくて、そこに女性またはジェンダーのセンターとして、10年後の人権センターのようなところに繋ぐことができるように、今から検討していく必要があるのではないかと感じています。それについてどうお考えなのか、ご意見を伺えたらと思います。

【丸山企画経営課長】 おっしゃるとおり、施設ができる直前に議論というのはもちろん遅いと思っています。一方でまだこの多文化共生センター（仮称）が、どこに、どの程度の広さが確保できるのか、まだ明確になっていない部分もありますので、一定程度基礎情報が出てから、より現実的な議論ができるかと思っています。

一方、みたか国際化円卓会議という、外国籍市民の方々も交えた市民会議では、国際化推進にあたって多文化共生センター（仮称）がどうあるべきかというワークショップも実際にはやっています。そのため、センター機能の在り方についても、当審議会でご意見を伺いながら、今後検討を進めていきたいと思っています。

【荻田会長】 渥美委員。お待たせしました。ご発言をお願いします。

【渥美副会長】 ありがとうございます。資料1の（7）相談・救済で質問します。今、三鷹市は月1回、人権擁護委員と相談ができると思いますが、人権擁護委員は法務省から委嘱された無報酬の方々です。先ほど、今後人権の相談相手、あるいは救済として、弁護士への依頼も検討するとありましたが、もしそれが有償で、別の形で設けられるのであれば、ぜひ人権オンブズパーソン制度の導入をご検討いただけないかと思っています。基本的にこういった人権条例は、無意味ではないが、やはりきちんと相談して調査して救済するというアクションが大事だと思っています。

川崎市がその分野で有名なのはご存じだと思います。もう数十年の歴史があります。相談件数も桁違いですし、単なる相談ではなく、子どもや女性、DV問題等で相談して、救済されています。せっかく弁護士を入れるのであれば、そういったところまで、ぜひ仕組みとして作ったほうがいいのではないかと思います。

ただ、予算的には全く異なり、川崎市はおそらく年間3,000万円程度かかっており、なかなか実現は難しいと思います。弁護士相談は高いはずなので、無償でやってきた人権擁護委員が何か異なることをやるのであれば、人権オンブズパーソンのように制度化して、特に専門調査員に予算を設けた方がいいのではないかと思います。弁護士の依頼料も様々で、金額が低い方もいれば、そうでない方もいます。あまり知見がないのも心配なので、法的なことだから弁護士というのは短絡的かという気がします。個人の意見として、別に弁護士は駄目とまでは思いませんが、制度としてお金を使うべきは人権オンブズパーソンかと思っています。

ます。ただ、せっかく相談・救済を有償の相談員で検討するのであれば、そういうこともご検討いただきたいと思って意見申し上げました。以上です。

【石坂企画部長】 相談員の選択肢として、1つは弁護士と思い、先ほど申し上げました。渥美委員の方から子どもの話もございました。子どもについては、具体的にまた子どもの条例を作って、こども基本法を踏まえて対応するというので、子どものアドボケイトの視点も大事だと思っていますので、それを踏まえどのようにできるか、位置づけ、職の在り方も含めて、時間をかけて考えていきたいと思っています。

【渥美副会長】 条例を作るときは、世の中で起きていることを踏まえて、1文でもそういうことを認識しているということを反映させて欲しいと思っています。今であれば絶対に子どもの性虐待の話です。某アイドル事務所であれだけ炎上していますから、子どもの権利擁護で、特に性的な虐待は非常に難しく、窓口を作れば相談に来るという簡単な話ではありません。お金を使うのであればきちんとそれが救済されるような仕組みを、ニッチなテーマでもいいからぜひ作って欲しいと申し上げたいです。それこそ、もしそこに法律家を入れるのであれば、吟味して、広く人権という話ではなく、その分野の専門家でないと回らないはずです。私は色々な条例を見ているため、そのように思いますが、ありきたりの相談制度を作って、他の近隣自治体並みのものがあるからいいでしょうというなら別にそれでもいいと思います。しかし、お金を使うことを考えているのであれば、満遍なく人権ではなく、とがったテーマでもいいので、相談・救済についてご検討いただきたいと思っています。以上です。

【荻田会長】 よろしくお願ひします。E委員、お願ひします。

【E委員】 計画の冒頭、施策の課題と方向性というところの文章が、内閣府が書いたと言われても同じような内容だと思います。嫌というほど、この文言、文章を関係者は見てきていて、またかと感じました。それから、ここに記載されていることがこの先2、3年後に原点回帰して見るときに、ものすごく時代遅れな形になると思います。前から言っていますが、もちろん繰り返しで刷り込むということも大事ですけれども、国、都道府県、自治体、町会、それぞれで同じテーマや文言を何度も使うのではなく、それぞれの立場、立ち位置で行動をしなければ、本来の問題解決につながらないと思います。

なので、例えば、データは見えていませんが、三鷹市の人口は増えています。男女平等条例ができたときよりも、はるかに社会環境が変わっていると思います。それから、国勢調査でも、就労女性が増えていると思います。共働きが増えているというのは、もう国全体でも明

らかです。では、三鷹市における施策を考えるときの課題は何ですかということが、ここに全然ないです。せっかくデータを取っているわけですから、三鷹市の中で何が課題なのかということ、もうちょっとポイントアウトした内容にしてほしい。その後は、行動計画や、条例等が出てくるので三鷹市らしいですが、最後のDVやハラスメントも、どちらかという国や都が言っていることを模しているように感じます。相談体制の見直しなど、既に色々な意見が出ていて、ある程度方向性が見えていることに関しては、独自性をしっかりと明記された方が、いいのではないかという気がします。

もう1点は、学校教育というか、地域における教育の中での、男女平等が全然触れられていないように感じますが、いかがでしょうか。

【石坂企画部長】 まず、役人のやりがちなことで、エビデンスに基づいた形で、前の文章を参考にして修正するという事は、よくやってしまいます。ただ、課題発見をするときに統計的なエビデンスに基づくことは重要な視点だと思っています。今1次案という形で出していますが、これから2次案を作る中で、どのように反映できるか考えていきたいと思っています。また、主要事業と言っていますが、実は基本計画があって、男女平等の行動計画は別にあります。それとの棲み分けも考え、一定程度抽象的な表現というトーンもあります。どこまで独立性のある表現ができるかというのは、次の課題にしたいと考えています。

教育の中での男女平等については、担当部署の書きぶりもあり、どこまでできるか調整したいと思います。

【荻田会長】 では、渥美委員、お願いします。

【渥美副会長】 ありがとうございます。今のご意見に加えて申し上げます。行動計画の主要事業の達成度で、KPIがありますという話でしたが、ここに掲げられている市の行政委員会・審議会等における女性委員の割合や、市管理職職員における女性割合についてです。内閣府のまち・ひと・しごとの事業を有識者委員として務めた際に、全国の市区町村のデータを見ました。当然三鷹市にも国からの調査があり、結果が公表されています。それらを幾つか拾えば、あるいはそれを内閣府に聞けば出してもらえるので、今、三鷹のポジションがどこにあるかは絶対意識した方が良いと思います。というのは、まち・ひと・しごと事業では、ワーク・ライフ・バランスとダイバーシティ全般の指標で順位づけしていて、三鷹は決して高くなかったことに本当に驚きました。KPIは絶対水準として上がっていくのもそうですが、並びで意識した方が良く、自治体も今後は競争だと思ってます。例えば、明石市が子育て支援で神戸市と競って、それを市報に載せたところ、明石市に多くの人に移住しま

した。神戸市も負けず劣らず、子育て支援に力を入れて、兵庫県は全体的に子育て先進自治体ですけれども、明石市と神戸市を中心に、大阪府や岡山県等から移住が増えてました。そういう動きは起きた方が良いので、このデータは参考資料として都内の市町村平均等を出して、三鷹が今どうなのか、平均値を目指すようにするほうがいいと思い、意見申し上げました。以上です。

【丸山企画経営課長】 ご意見ありがとうございます。先ほど言った2次案のところで目標値等を定めていきたいと思っていますので、今アドバイスをいただいたように、三鷹市が今どの位置に立っているかといったところを見定めながら、目標値を設定していきたいと思います。ありがとうございます。

【荻田会長】 そのほか、ご質問ございませんでしょうか。B委員、お願いします。

【B委員】 この資料は、(4)に困難な問題を抱える女性への支援とあります。この困難な問題というのは、具体的にどういう困難ですか。金銭面等、様々な課題をカバーするということでしょうか。

【丸山企画経営課長】 困難な問題を抱える状況というのは、性的被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他様々な事情によって、日常生活、社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える方というのが、国の定義であります。

【B委員】 なるほど。分かりました。

【丸山企画経営課長】 ですから、金銭もその中にも入るとは思いますけれども、それだけではないということです。

【B委員】 問題設定として、こういう困難な問題を抱える女性が三鷹市にどのぐらい存在しているか、分析する方法はあるのでしょうか。収入面や税のデータの情報からある程度統計的に見られるかと思ったのですが、いかがでしょうか。

【丸山企画経営課長】 おっしゃるとおり、税情報等を使って、女性の単身世帯のデータを見ていけば、分析はできるかと思っていますが、実際にはそこまではやっていません。あとは、婦人相談員等がある子ども政策部の子育て支援課等で相談を受けて、ケースは把握していますが、あくまでも相談に来られた方だけを把握していますので、市内全体でどういったお困りの方が、どれぐらいいるかまでは把握していないのが現状です。

【B委員】 承知しました。あともう1点、KPIについて、市の行政委員会・審議会等の女性委員の割合がありますが、男女平等参画審議会も含まれると思います。割とKPIを取る範囲が限定されていて、行われている事業の成果を測るところとリンクしていないよ

うな印象も受けましたが、いかがでしょうか。例えば審議会の女性委員の割合ですと、この審議会は女性の方が非常に多くて、全く問題ないように感じましたが、ほかにももう少し幅広く測定するというのはできないのでしょうか。以上です。

【丸山企画経営課長】 ありがとうございます。ここに出ている指標というのが、先ほど言った、例えば主要事業（3）に書いています「男女平等参画のための三鷹市行動計画」が、基本計画の下にある個別計画になりますが、この計画を作るときには当審議会に諮問・答申をさせていただいて、共に作っていきます。ここでも数値として示しており、経年で捉えていく数値というものもあって、K P Iとして設定しやすい要素も踏まえ、ここに反映させていきます。それ以外には、男女平等参画関連の事業への参加人数を増やして、意識啓発、周知を行うことも必要だと思しますので、そういった人数も把握できる数値として設定しているところです。ご指摘の点も踏まえて、さらに有意義な数字がないか、もう一度確認したいと思います。

【E委員】 関連して、その2次案を具体的に作る場合に、委員としては、三鷹市における女性に関する課題は何なのかを、まず議論するステップが必要だと思います。行政の方を信頼していないわけではなくて、やはり現状として、例えば学校教育で、中高校生の女生徒の問題や、シングルマザーの統計はあるのですか。

【丸山企画経営課長】 今は、おそらくないと思います。

【E委員】 ないですね。しかし、ニュースでは、これだけシングルマザーが多くて、こういう法律が制定をされるというような流れになっているので、女性が生きにくい環境にある課題はこういうもの、というようなデータを持った上で議論をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【丸山企画経営課長】 子ども政策部の子育て支援課でひとり親の支援等も行っているのですが、データを持っている可能性があります。企画経営課ではデータを持ち合わせていないので、横の連携をしながら、次回以降お示しできればと思います。それを参考にしながら、どういった計画にしていくべきか、指標にするべきかを検討したいと思います。

【荻田会長】 よろしく申し上げます。データの提示をしていただきたいと思います。

そのほか、何かございませんでしょうか。全体を通してでもよいので、何かございませんでしょうか。渥美委員、お願いします。

【渥美副会長】 ありがとうございます。まず、シングルマザーの市町村別データは、総務省の世帯調査であるはずですが、それはあくまでも属性として、シングルの母親しか分から

ないので、シングルマザーの問題は、所得調査との掛け算でクロス調査を見ないと、その問題をクローズアップできませんが、可能ではあります。要するに県だと、そういうシングルマザーの貧困家庭の割合が全国順位何位なのかというので施策反映しているのを、私は政策アドバイザーとしてずっとフォローしてきました。それは市町村別データもあるはずですが、ただ、データをさらっていないので、予測ですけれども、三鷹はそれほど低くないと思います。むしろ東京でいえば、東部のほうがその問題は深刻だろうなと思います。

申し上げたいのは、ぜひご検討いただきたいこととして、人権のほうで審議会が新しく立ち上がると、最初が肝心だと思うので、LGBTQ当事者は委員に入るべきだと思っています。世田谷区の審議会では10年近く前から性自認が女性で、レズビアンの方だと思っていますが、そのような方が1人いました。あくまでも、LGBTQ自体がかなりダイバーシティなので、代表するということはまずないですが、マイノリティーの意見は絶対に必要です。男女の委員の割合がどこの自治体でも仕様として入っていますが、これだけLGBTQのことが含まれているのであれば、普通は当事者の割合も同じ、例えば1割いても良いとは思いますが、ただ、これはハレーションがあるので、この人権の委員のほうには、絶対に1人当事者入るべきだろうと思っています。それを目標値として掲げるかどうかは別で良いです。三鷹市の場合は、多文化の方で外国籍の方が入っていて、他のところでも同様だと思います。当審議会もLGBTQ当事者がいるべきで、今もそう思っていますが、そうでなくても、人権に関する審議会が新しく立ち上がるのであれば、そちらには絶対入るべきだと思います。それは別に珍しいことではなくて、他の都内の区、あるいは市でもメンバーに当事者はいますから、そうしていただきたいと思っています。

【荏田会長】 今後、検討の余地はありますか。

【石坂企画部長】 人権の審議会の委員構成については、これからも調整が必要なところで、人権はかなり幅広い範囲になると思いますので、渥美委員がおっしゃる点は重々承知しているところですが、当事者が入った方がいいのか、それとも関係団体の方と話した方がいいのか、いろいろな視点があると思っています。これは内部でも今議論を深めているところなので、これから条例、まずパブリックコメントという段階でございまして、議論をして、どういった委員構成の在り方がいいか、定めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

【荏田会長】 そのほか、何かございませんでしょうか。せっかくですので、全体を通してでも構いませんので、F委員、何か一言いただけますでしょうか。

【F委員】 パートナーシップ制度については、もう既に9市がやっているということや、それを参考にして、三鷹市がこのような形で作っていると思います。私はかつて他区在住で、初めてそれが話題に出てきたときも、非常に賛成していた区民でもありましたので、とても期待しております。今三鷹に住んでいて、とても文化的というか、人権に対して非常にレベルが高いところだと実感しておりますが、三鷹らしさが何かということが分からないので、皆様のご意見を聞きながら、学ばせていただきたいと思います。今日も本当に勉強になりました。三鷹市は他にはない、三鷹らしい個性、文化的な地域だと感じるので、そのようなものを作り上げていただきたいと期待しております。以上でございます。

【荏田会長】 ありがとうございます。それでは、G委員からも一言お願いします。

【G委員】 パブリックコメントをこれからされると伺いましたが、私はコミュニティセンターで活動していますので、7住協の皆さんに周知していただくように、またできる存在になればいいかなと思っています。

あと、中学校の方にも少し関わらせていただいています。今女子中学生でもズボンを履いていますし、何年か前は女性の先生が少なかったという話を伺って、働き方や環境も、変わってきているのかと思います。私自身も三鷹市が本当に住みやすいまちで、こういったことを考えてくださっている方が大勢いることに驚いています。また勉強させてください。ありがとうございます。

【荏田会長】 ありがとうございます。オンラインでご参加のH委員、ご発言いただけますでしょうか。

【H委員】 先ほど子どもの性暴力のお話が出ていましたけれども、この12月は、東京都全体で子どもの性暴力について校長が各校で児童生徒に講話をして、もしそういうことがあれば報告できる機関の紹介等を行いました。それから三鷹市のタブレットには、常に外部機関に連絡できるようなアプリが入ってしまっていて、そういったことも紹介しています。あとは、制服については各校、改定を進めているところですので、実際に学校に来ていただけると分かるのではないかと思います。以上でございます。

【荏田会長】 ありがとうございます。全員の方からご意見いただきました。他に何か、全体を通してございますでしょうか。

【D委員】 相談・救済の窓口の話で、自分がこの相談を利用したいと思ったこととして、コロナが流行り始めたときに、市内の飲食店で、店の前に特定の国の人は入店禁止と書いてある店がありました。警察に届けることでもないし、これをどうしたらいいのかわからず、

モヤモヤしたままでした。例えば、自分自身がすごく困難なことがあって相談して、専門家につなげてくださるという窓口も必要だと思いますが、三鷹市民の人権意識を高めるといふ目的があるとすれば、予約するほどでもないけれども、気になることがあったときに、こういうことについて市としてどう受け止めますかと、気軽に言えるところがあればいいと思いました。監視社会を思わせる記述の削除という意見もありますが、自分の実体験から、そういう窓口があるといいと思いました。以上です。

【荏田会長】 よろしいでしょうか。では、お願いします。

【石坂企画部長】 文字にしたときの印象はあると思います。例えば早期発見に努めるものとするとなったときには、監視社会の印象を受けることもあると思っています。

D委員がおっしゃるように、まちで気になったことに、気軽に相談できる場所はどこなのかということになります。現在、調整中ですが、この人権を尊重するまち三鷹条例（仮称）を作った中で、基本的には来年度以降も私たち、企画部が窓口になって、この人権分野について取り組む予定です。また、市のリソースを連携するには、縦割り行政に横串を刺すような相談体制をこの3月までに詰めていきたい、相談しやすい環境の整備に努めていきたいと思っています。ありがとうございます。

【荏田会長】 ほかに何かございますでしょうか。それでは、事務局にお戻しします。

【中塚企画経営課係長】 皆様、ありがとうございました。それでは、今後の予定についてお知らせいたします。次回の審議会は、年明け、来年の2月頃に開催をする予定でございます。その際、今回ご紹介しましたパートナーシップ宣誓手続条例の素案について諮問・答申を行いたいと思っております。次回日程が決まりましたら改めてご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

【荏田会長】 以上で全ての議事が終了いたしました。本日の審議会はこれで閉会いたします。皆さん、ご協力ありがとうございました。